

令和3年度「農地中間管理機構」広報業務に係る委託業者選定要項

1 委託業務名

「農地中間管理機構」広報業務

2 目的

国の農政改革の柱として位置づけている農地中間管理機構が行う事業や支援策について、大規模農業者や集落営農組織等の担い手や、農業の規模縮小等を検討している農業者、地域の将来に危機感を持つ集落リーダー等に対し、より一層の制度周知を図っていく必要がある。

このため、上記の対象をターゲットとして、年間を通じて計画的で適時な情報提供を図るため、民間事業者の企画力、伝達力、機動力等を活用した中で、効率的・効果的な広報を行う。

3 業務委託内容

農地中間管理機構が行う事業・支援策の周知

※詳細は、別添「農地中間管理機構」広報業務委託仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

5 委託費

(1) 委託金額

3,860,000円（消費税及び地方消費税を含む(10%)）を上限とする。

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではないので留意すること。

(2) 対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（資材費、賃借料、通信運搬費、旅費、人件費、謝金等）とする。

6 業務実施スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 提案書提出期限 | 令和3年6月11日（金） |
| (2) 審査会結果通知 | 審査後速やかに実施 |
| (3) 契約内容協議・契約締結 | 審査後速やかに実施 |
| (4) 委託終了 | 令和4年3月31日（水） |

7 提案の対象者となる事業者

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 兵庫県の入札参加業者として資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- (3) 兵庫県内に本社、支社又は営業所等を有する法人であること。
- (4) 兵庫県から指名停止の処分を受けていない者であること。

- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

8 提出書類及び提出方法等

- (1) 提出方法：持参又は郵送
- (2) 提出部数：紙に印刷して8部（データをメモリ等に保存し同封する事）
- (3) 提出先：〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号
公益社団法人 ひょうご農林機構農地対策部農地活用課
- (4) 提出期限：令和3年6月11日（金）17時必着

※なお、以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

- ・提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- ・提案書に虚偽の内容が記載されたもの
- ・審査委員又は関係者に提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

※提出された提案書の取扱は、以下による。

- ・提案書は返却しない。
- ・提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・提案書は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。

※この要項に関する質問は、次の方法により受け付ける。

- ・受付期間 令和3年5月24日（月）～令和3年5月31日（月）
- ・質問方法 文書にて行う。（様式任意）
- ・提出先 公益社団法人ひょうご農林機構農地対策部農地活用課
FAX：078-361-8128
- ・回答方法 6月上旬ホームページ上にて回答を行う。

9 提案書の内容

次の内容は、必ず記載し、また、次の順で編纂すること。

- (1) 提案書（様式は任意（提案書イメージを参照））

ア 内容等

- イ 推進体制図
- ウ プロジェクトリーダー略歴
- エ 類似業務実績表
 - (2) 概算見積書(様式1)
 - (3) 誓約書(様式2)
 - (4) その他参考資料

10 委託先の決定

(1) 審査方法

- ア 企画提案の審査は、令和3年度「農地中間管理機構」広報業務委託審査会(以下、「審査会」という。)において行う。
- イ 応募者は審査会に出席し、企画提案の内容について説明すること(説明10分、質疑5分程度)。
- ウ 審査会の審査結果に基づき順位付けを行い、最も優秀な提案を行った事業者を本事業の委託候補者に決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に書面により通知する。

11 委託契約の締結

ひょうご農林機構は委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約書を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、10の(1)のウに基づく次点者と契約の締結について協議する。

12 その他

なお、本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。